

## 甲斐市教育委員会第 11 回定例会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 26 日(木) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 竜王北部公民館 3 階 視聴覚教室
- 3 開 会 午後 1 時 30 分
- 4 出席者 【教育長】内藤和彦教育長  
【委 員】小林啓子職務代理者 金子初男委員  
千野国弘委員 米山祐希委員  
【説明員】大寫正之教育部長 小田切英規教育総務課長  
小山田拓也学校教育課長 大柴宏之生涯学習文化課長  
広瀬修スポーツ振興課長 樋口一凶書館長  
小野貴博学校教育指導監 長田大地学事係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 内野真理教育総務係長 清水亜香梨教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 D委員 B委員
- 8 前回議事録の承認 令和 7 年度 第 10 回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題  
第 1 号 令和 7 年度 2 月補正予算(案) [教育費関係] について  
第 2 号 令和 8 年度当初予算(案) [教育費関係] について  
第 3 号 令和 7 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
- 11 その他  
(1) 甲斐市立小中学校管理規則の一部改正について  
(2) 甲斐市学校運営協議会規則の一部改正について  
(3) 令和 7 年度末及び令和 8 年度始め教育委員会関係の予定について  
(4) 3 月の行事予定について
- 12 閉 会 午後 3 時 15 分

○開 会

教育長

開会を宣する。(午後 1 時 30 分)

○あいさつ

教育長

皆様、改めましてこんにちは。

委員の皆様には、2月2日に開催されました第2回甲斐市総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。この中で頂戴したご意見等につきましては、市長部局と共有するとともに、各担当で整理し、事業の充実を図って参ります。

さて、市立小中学校の卒業式につきましては、中学校は3月11日に、小学校は3月19日にそれぞれ執り行われます。委員の皆様には、所定の小中学校の卒業式にご臨席をお願い申し上げますとともに、思い出が詰まった学び舎を巣立ちゆく卒業生の晴れの門出と、希望に満ちた前途を祝福していただきたいと思います。来賓としての出席や挨拶につきましては、ここ数年の卒業式と同様の形式になります。ご理解をお願いいたします。

本年度も残すところ1ヶ月余りとなり、各課・図書館においては、本年度の総括と来年度に向けての準備の時期を迎えております。各担当では、業務計画の進展、完了が図られるようお願いいたします。

議会の関係では、明日27日から2月議会、第1回定例会が開会し、8人の議員が一般質問を行うほか、補正予算、新年度予算の審議も行われます。議場での傍聴のほか、インターネット中継もありますので、委員の皆様もご都合が付きましたらよろしく申し上げます。

先日、令和7年度全国中学生英語弁論大会で1位に輝いた、高知県の女子中学生のスピーチに関する記事を読みました。彼女は、幼少期に動物園で猛禽類への餌やりの様子を見て、動物に興味を持ち、小学校4年生の時に、隣人が捕まえたイノシシを解体したそうです。それ以降、地域で動物の死骸が見つかるたびに解体を引き受け、大学に研究サンプルとして送っているそうです。そのサンプルは、寄生虫やマイクロプラスチックの研究に役立っているとのこと。取材した記者が、生物学を志す

のかと尋ねると、「動物フィギュアを作っていて、デザインに興味がある。でも哲学も勉強してみたい」という答えでした。何と豊かな少女時代、青春時代でしょうか。

記事を読み、青少年期のリアルな体験の重要性を改めて感じました。このような豊かな体験の機会を充実させたいと感じます。バーチャルも時には有効な手段ではありますが、バーチャルリアリティーで満足するだけで良いのだろうかということも感じます。豊かな体験、皆様はどのように感じられますか。

それでは、本日も様々な視点からご意見をいただくとともにスムーズな進行にご協力をお願いします。

以上、あいさつとさせていただきます。

#### ○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。D委員、B委員を指名します。よろしくお願いいたします。

#### ○前回議事録の承認

教育長 第10回定例教育委員会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。

一同 異議なし。

教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後に、A委員、C委員に署名をいただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○教育長報告

教育長 2月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。

2日、今年度2回目の総合教育会議が開催され、教育委員の皆様とともに出席し、市長と市政及び教育行政について意見交換を行いました。それに伴い、山梨県市町村教育委員会連合会第2回理事会は欠席いたしました。

6日、甲斐市通学路安全推進会議が行われ、関係機関の皆様にご出席いただき、本年度の点検結果に基づく安全対策についてご協議をいただきました。

13日、中北地区教育委員会連合会第2回理事会が開催され、当会の副会長である委員と出席いたしました。

19日、甲斐市PTA連絡協議会から提出されておりました要望書について、先月の定例会でご報告した内容の回答書をお渡ししました。

22日、甲斐梅の里クロスカントリー大会が開催されました。市内小中学生は約280人、親子ファミリーには約390人のエントリーがあり、全体では1,300人を超えるエントリーがありました。昨年度までは、スポーツ振興課が教育委員会の所属ということで、主催者として、委員の皆様にもご出席いただきましたが、今年度からは、担当課の所属が市民生活部となりましたので、教育委員会としては、来賓として私が代表して出席いたしました。

25日、山梨県市町村教育委員会連合会定期総会・春季研修会が開かれ、委員の皆様にご出席いただきました。

本日、2月定例教育委員会が開催されております。

今後の予定につきましては、2月定例議会が記載の日程で開かれます。

以上、2月の諸報告とさせていただきます。

教育長

議題の審議に入ります前に、議題第1号「令和7年度2月補正予算（案）〔教育費関係〕について」及び議題第2号「令和8年度当初予算（案）について」は、今後、市議会など関係機関との協議等を必要とする事項であることから、また、議題第3号「令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報保護の観点から、それぞれ非公開とさせていただきたいと思っております。

そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、議題第1号から第3号について、討論なしで採決を行います。

委員の皆様にお諮りします。議題第1号から第3号の非公開について、賛成の委員の挙手を求めます。

一同  
教育長

挙手

ありがとうございました。挙手多数であります。議題第1号か

ら3号の非公開は、可決されました。よって、議題第1号から第3号は、非公開とします。

○議 題

第1号 令和7年度2月補正予算(案) [教育費関係] について

第2号 令和8年度当初予算(案) [教育費関係] について

第3号 令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

【ここから非公開】

教育長 非公開とした 議題第1号から第3号の審議が終わりましたので、これより公開といたします。

【ここから公開】

○その他

(1) 甲斐市立小中学校管理規則の一部改正について

事務局 (資料説明)

委 員 2ページと3ページに「主幹教諭」と「主務教諭」という文言がありますが、養護をつかさどる「主幹教諭」とは、現状の養護教諭の中から「主幹教諭」が出る場合があるということですか。また、「主務教諭」というのも、現状の栄養教諭、栄養指導をつかさどる教諭の中から「主務教諭」または「主幹教諭」になった人がいるということですか。

教育長 なった人がいるというよりも、なる可能性があるということですか。養護教諭の中で主幹教諭選考受検に合格した場合、配置の可能性はあるということ、現在はそのような人はいません。

委 員 主幹教諭とは、現状は普通の教諭の中から主幹教諭になる人がいますよね。今後は、養護教諭や栄養教諭の中でもそのような職を目指すことができるようになったということですか。

教育長 国はそうに言っています。ただし、県がどう対応するかはわかりません。主務教諭も同様です。国は置くと言っていますが、県は置きません。市でも、今のところ置く予定はありません。

委員                   この制度はいつから始まったものですか。私はこの制度を認識していませんでした。

教育長               この制度がいつから始まったものなのか、詳細について調べておきます。

委員  
教育長  
事務局               しかし、市はここに書いてありますよね。  
いずれそのようになった場合ということです。  
教育長がおっしゃるとおり、県に確認したところ、当面は主務教諭を置かないと言っていますが、突然置かれることになった場合にも対応できるよう、市町村教育委員会でも位置づけておいた方がよいということで、今回改正させていただきました。

教育長               準備を整えておくということです。事務局でこれまでのことを細かく見ていただき、不備があったところは今回新たに改正することになります。

委員                   3ページの条文にあるように、主幹教諭は、校長や教頭を助けるという管理職に近い立ち位置であると思いますが、主務教諭については、近年若い先生が増えているので、若い先生の立ち位置に近い感じで、調整役として活動してもらいたいという意図であると思います。少し心配なのは、これまでの主任制度、例えば教務主任や学年主任といった立場の先生方と、主務教諭が今後どのような立場で、どのように調整や指導をしていくのかという点です。国でそのような方針で来るということは、条例的にも中の条文も変えざるを得ないだろうと思いますので、この改正で良いと思いますが、もう1点気になったことは、今回は司書教諭や学校司書、栄養教諭も含めて、あえてこのタイミングで入れるということは、本来入っているべきものなので、このタイミングで入れましょうということでしょうか。学校図書館教育研究会に関わってきた関係で、山梨県は全国でも先駆けて学校司書を配置してまして、現在、全国の学校司書の配置率は、小中学校で70%とまだまだです。例えばPTAのボランティアに頼っているような県もあり、そのような中で山梨県は100%配置していますので、そのような事情も踏まえると、ここにあるように司書教諭や学校司書の件は当然含まれているべきだと思いますが、その意図を教えてくださいいただけますか。



うカテゴリーがあって、こちらの職員の（１）から（１８）までの中には、栄養職員、事務職員を除いて教諭が記載されていると思うのですが、ここには司書教諭がなくて学校司書が入っています。司書教諭を入れるのであれば、学校司書が抜けて学校司書が中央になるのではないのでしょうか。この４ページの表に学校司書が入るのは、公正な書き方としてどうだろうかと感じています。もともと入っていなかった司書教諭と学校司書を新しい規則で入っていますが、これは何か意図があつてのことでしょうか。

事務局

まず第 14 条第 1 項で、司書教諭は学校教育法が先に来ているので、学校教育法の職員、事務職員まで入れて、次に司書教諭が入ります。司書教諭については、学校図書館法に位置づくものなので、その順で司書教諭を 1 番最後に持ってきております。第 2 項について、学校司書は置くことができるものということで「置くことができる」にして、学校栄養職員も、先程の説明のとおり栄養教諭を置くところには学校栄養職員は置いていません。「置く」とすると必ず置かなければならなくなるので、「置くことができる」の第 2 項に下げたという状況になっております。

教育長

根拠法が違うので、根拠法ごとにまとめました。また、できる規定は規定ごとまとめたということによろしいですか。

事務局

そのとおりです。

委員

第 14 条の冒頭部分はわかりました。それで第 14 条の 2 に職員の職務に関する説明が第 18 号まで書いてあるのですが、そこに第 15 号で学校司書が入っています。司書教諭は入っていませんが、なぜですか。

事務局

司書教諭の職務の内容については、改正前から記載されています。資料の 8 ページをご覧ください。こちらが改正前の現行法になります。1 番下の第 14 条の 2 の第 11 号です。こちらにすでに「司書教諭は」という項目がございますので、新旧対象表には出てきておりません。

委員

栄養教諭と学校栄養職員の職務の書きかたは、同じように整えるということにはならないのでしょうか。教育的な職務と事務的な職務を分けて、「職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりと

する」とありますが、もしこれを分ける必要がなければ、学校栄養職員及び事務職員も第 19 号、第 20 号として列挙すれば良いのではないのでしょうか。

事務局

学校栄養職員と事務職員については、もともと 9 ページにあるようにこのまま来ていたので、ここから動かさずに、つながっている名称を直し、「相当」というところを外した形でそのままにしています。学校司書だけは上の方の職務に入れさせてもらったということです。このような作りで、規則を一部改正させていただいております。

教育長

事務局は、こちらも 9 ページの表と同じようにできるか検討してみてください。

事務局

こちらの表になっているところは、学校栄養職員の中にも、主任学校栄養職員と学校栄養職員とで職位が異なる人がいます。事務職員についても、職位が異なる人が生じるということがあるような表になっておりますが、司書教諭や学校司書については職位が分かれていないため、このような表の作りになっていると思います。例規審査委員会でも、この形でとっております。

委員

特に運用に問題がなければ、表現の問題だと思います。

教育長

例規審査委員会でもこの形でとっておりますので、原案のとおりとさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

委員

司書教諭は、教師の資格で授業を行い、司書の資格も持っています。市内には栄養教諭が何人かおり、栄養職員もいますよね。栄養職員は、給食室で給食を作り、指導も行ってくださっており、栄養教諭は栄養職員と同じような仕事をしていますが、栄養教諭は司書教諭と同様に、栄養関係の授業を持っていませんでしたか。

事務局

栄養教諭は教諭なので、教員免許を持っていて、食育や栄養に関する授業を実施できる先生になります。栄養士や管理栄養士は、献立を考えるほか、担任の先生と共同して食育の授業を行うことができます。当然、栄養教諭についても、献立や食材の調達などには関与していますが、1 番の違いは教員免許があるかどうかです。栄養教諭は教員免許を持っているので、授業ができます。

委員

栄養教諭は、司書教諭と同様にクラス担任を持ちながら授業が

できるのですか。

教育長

栄養教諭が指導するのは食育ですので、学級担任になることはありません。司書教諭の場合は、平たく言えば校務分掌の1つと理解していただきたいと思います。市内には何人か栄養教諭の資格を持った方がいますが、学級担任になるということではありません。学校所属ということになっていますが、敷島給食センターの栄養教諭は敷島の小中学校の所属となり、掛け持ちしながら、子どもたちの栄養指導を単独でできます。栄養士も各学校を回って、学級担任と共同で栄養指導はできます。県は、国も含めて栄養教諭を増やそうということで、最近が増えてきています。

委員

今すぐ配置するものではないと伺ったので、申し上げなくて良いかもしれませんが、「主務教諭」というところがよくわかりませんでした。イメージとしては、主幹や主任と言われる先生方と、普通の教師の間ぐらいの位置づけが良いのかと思います。ただちに行うものではないということなので、今ここで詳しく話す必要はないと思いますが、あくまで学校の実情に合わせた配置にしてほしいということと、業務の幅を広げすぎて負担が大きくなりたくないという点は伝えておきます。今後、実際に配置することになった場合には、主務教諭になることで、待遇改善につながるのであれば、先生方のモチベーションにもつながり、ポジティブな面が大きいと思います。ただ、業務分掌の点で過重労働にならないよう配慮することや、実際に配置する場合は、学校の実情を優先して考えていただきたいという点を申し上げておきます。

教育長

国や中教審がどのようなことを想定しているのか、もう一度説明をお願いします。

事務局

「主務教諭とは」というところで、「児童生徒の教育をつかさどる」とあり、「当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う」と法律で書かれていますが、私が調べた中教審の資料には、横断的な取組については、学校内外と総合的に調整を行う役であると書いてありました。もう1つは、若手教員へのサポート強化のために置かれていると書いてありました。横断的な取組の例として、教育相談や特別支援教育、ICT・

情報教育、防災・安全教育などが挙げられていました。加えて、主務教諭になると給料が上がるという点もありました。この先生が担任を持つかどうかまでは書かれていませんでしたが、そこは県教委がどう考えるかによります。委員のおっしゃるとおり、担任を持ちながら兼務することは大変だと思うので、その点は、県教委と相談しながら進めていきたいと考えております。

委員 関連してですが、校内で校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、学級担任と、校内を分断するようなことを懸念する考え方もよく言われています。

教育長 いずれにしても、主幹教諭や主務教諭を置く場合は、選考検査に合格してからとなります。県で配置する場合、合格者の中から甲斐市の配置人数や学校が決まります。今の主幹教諭と同じような形で配置されていくものと思われま

す。その他、ご意見、ご質問はございますか。

一同 意見、質問なし

## (2) 甲斐市学校運営協議会規則の一部改正について

事務局 (資料説明)

委員 体裁のことですが、改正前の5項目それぞれにも何か法的根拠があって書かれているのでしょうか。追加する項目だけ長くなってしま

るので、「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」だけでも良いのではないかと感じました。

教育長 これは、国から示された雛形どおりということによろしいのでしょうか。

事務局 はい、そのとおりです。確かに違和感があるのですが、どのように省略するのが適切か判断に迷うところがありましたので、そのまま使用することにしました。

教育長 その他、ご意見、ご質問はございますか。

一同 意見、質問なし

## (3) 令和7年度末及び令和8年度始め教育委員会関係の予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし

(4) 3月の行事予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 意見、質問なし

○閉 会

教育長 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので、  
本定例会の閉会を宣する。(午後3時15分)